

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2019-51185(P2019-51185A)

【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-013

【出願番号】特願2017-178487(P2017-178487)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月24日(2019.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は、上記実状に鑑みてなされたものであり、シリアル・パラレル変換ICを効率的に利用することのできる遊技機の提供を目的とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(A) 上記目的を達成するため、本発明に係る遊技機は、

遊技を行う遊技機（例えばパチンコ遊技機1など）であって、

第1基板（例えば演出制御用中継基板16Aなど）と、

前記第1基板に従属する第2基板（例えば発光体制御基板16Cなど）と、

前記第1基板に従属する基板であって、前記第2基板とは異なる第3基板（例えば第4図柄基板16Bなど）と、を備え、

前記第2基板は、前記第1基板から出力された第1信号を前記第1信号とは異なる第2信号へ変換する変換手段（例えばシリアル・パラレル変換ICなど）を備え、前記変換手段で変換された前記第2信号の一部を、前記第1基板を介して前記第3基板へ出力する（例えば第4図柄用のパラレルデータ信号を演出制御用中継基板16Aを介して第4図柄基板16Bに送信するなど）、

ことを特徴とする。

(1) また、上記目的を達成するため、本発明に係る他の遊技機として、

遊技を行う遊技機（例えばパチンコ遊技機1など）であって、

第1基板（例えば演出制御用中継基板16Aなど）と、

前記第1基板に従属する第2基板（例えば発光体制御基板16Cなど）と、を備え、

前記第2基板は、前記第1基板から出力された第1信号を前記第1信号とは異なる第2信号へ変換する変換手段（例えばシリアル・パラレル変換ICなど）を備え、前記変換手段で変換された前記第2信号の一部を前記第1基板へ出力する（例えば第4図柄用のパラレルデータ信号を演出制御用中継基板16Aに送信するなど）、

ことを特徴としてもよい。